

令和元年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第48号説明資料

令和元年12月3日

大磯町下水道事業の設置等に関する条例

資料

制定概要	-----	1
制定内容	-----	2～3
関係法令等の抜粋	-----	参考1
総務建設常任委員会協議会 説明資料（平成29年10月19日）	-----	参考2

下水道課

大磯町下水道事業の設置等に関する条例

1 制定概要

町の下水道事業は、令和7年度末までに全体計画区域面積638.7haの整備を目標としており、今後7年間で174.1haの整備を進めることになるため、下水道施設の整備に要する借入金の更なる増加が見込まれることや、整備完了後の施設の維持管理体制の構築に向け取り組む必要があること、そして、下水道施設の維持管理費や借入金の返済の財源である下水道使用料が不足しているため、一般会計で補填していることなどが事業の現状であります。

また、平成27年1月に国（総務省）は、都道府県及び人口3万人以上の市区町村の下水道事業は、平成31年度までに公営企業会計に移行することを求めております。

なお、社会資本整備総合交付金についても、平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計の適用することが、交付対象事業の要件となっております。

このことから下水道事業経営の更なる健全化に向けて、経営状況をよりの確に把握するとともに、経理事務全般の見直しによる「経営の見える化」を図り、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上、また、住民ニーズへの迅速な対応やサービスの向上につながる取り組みが必要であるため、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき「大磯町下水道事業の設置等に関する条例」を制定するものです。

《参考》

地方公営企業法第2条第3項 抜粋

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

2 制定内容

第1条 趣旨について

地方公営企業法（以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、大磯町下水道事業の設置等について必要な事項を定めます。

第2条 下水道事業の設置について

都市の健全な発達及び町民の公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置することを定めます。

第3条 法の財務規定等の適用について

地方公営企業法に規定する財務規定等を、下水道事業に適用することを定めます。

第4条 経営の基本について

経営の原則は、下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとします。事業概要は、下水道事業の区域、計画人口及び計画汚水量は、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画によるものとするを定めます。

第5条 重要な資産の取得及び処分について

法の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分については、予定価格が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とすることを定めます。

第6条 議会の同意を要する賠償責任の免除について

下水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とすることを定めます。

第7条 会計事務の処理について

下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者権限で行わせることを定めます。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出負担行為に関する確認の事務

第8条 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について

下水道事業の業務に関し、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が10万円以上のものについては議会の議決を要することを定めます。

第9条 業務状況説明書類の作成について

下水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年5月31日までに作成しなければならない。書類には、事業の概況、経理の状況等を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、翌年5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない、天災その他やむを得ない事故により、期日までに書類を作成することができなかつた場合は、町長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならないことなどを定めます。

附則 施行期日について

この条例は、令和2年4月1日から施行することについて定めます。

附則 大磯町下水道事業特別会計条例の廃止について

特別会計から公営企業会計に移行したことで、現行の大磯町下水道事業特別会計条例の廃止を定めます。

《参考》

下水道法第4条第1項 抜粋

(事業計画の策定)

公共下水道を管理する者(以下、「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

※事業計画の内容

○下水道事業の区域：602ha ○計画人口：28,555人 ○計画汚水量：11,550m³/日(日平均)

関係法令等の抜粋

○第3条関係

地方公営企業法第2条第3項 抜粋

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

地方公営企業法施行令第1条第2項 抜粋

(法の適用)

地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。

地方公営企業法第2条第2項 抜粋

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

○第4条関係

下水道法第4条第1項 抜粋

(事業計画の策定)

前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

○第5条関係

地方公営企業法第33条第2項 抜粋

(資産の取得、管理及び処分)

前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

○第6条関係

地方公営企業法第34条 抜粋

(職員の賠償責任)

地方自治法第二百四十三条の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任につき準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは、「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

地方自治法第243条の2第1項 抜粋

(職員の賠償責任)

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第232条の4第1項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第234条の2第1項の監督又は検査

地方自治法第243条の2第3項 抜粋

(職員の賠償責任)

普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同行に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

○第6条関係

地方自治法第243条の2第8項 抜粋

(職員の賠償責任)

第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

地方公営企業法第7条 抜粋

(管理者の設置)

地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

○第7条関係

地方公営企業法第34条の2 抜粋

(財務規定等が適用される場合の管理者の権限)

第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。

○第8条関係

地方公営企業法第40条第2項 抜粋

(地方自治法の適用除外)

地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は適用しない。

○第8条関係

地方自治法第96条第1項第9号、12号、13号 抜粋

(議決事件)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

○第9条関係

地方公営企業法第40条の2第1項 抜粋

(業務の状況の公表)

管理者は条例で定めるところにより、毎事業年度少なくとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

総務建設常任委員会協議会 説明資料

平成29年10月19日

大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画について

資 料

大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画書[概要] 1～2

[参考①]公営企業会計の適用の推進について（通知） 3～5

[参考②]公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（通知） . . . 6～10

下 水 道 課

大磯町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画書〔概要〕

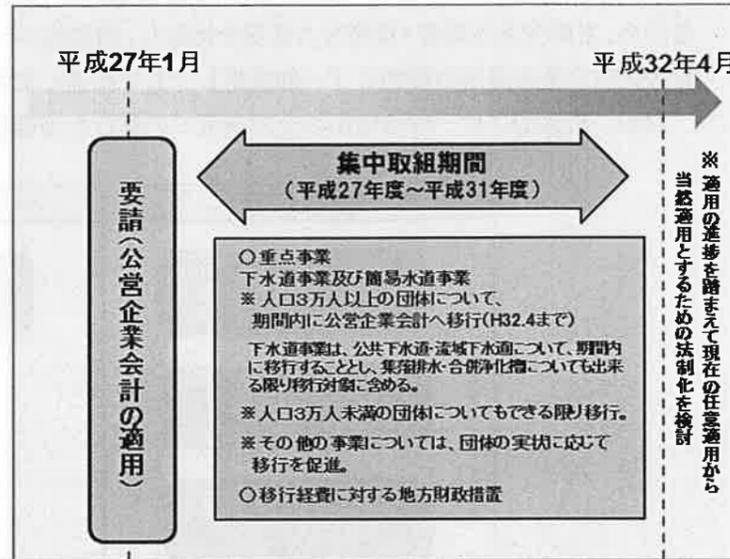
1. 背景及び目的

平成27年1月総務省より、人口3万人以上の市区町村の下水道事業等を重点事業とする「公営企業会計の適用の推進について（参考①、②）」が出されました。本町ではこの要請を受け、経営基盤の強化及び長期的安定した経営の持続を目的とした地方公営企業会計へ移行するための検討を行いました。

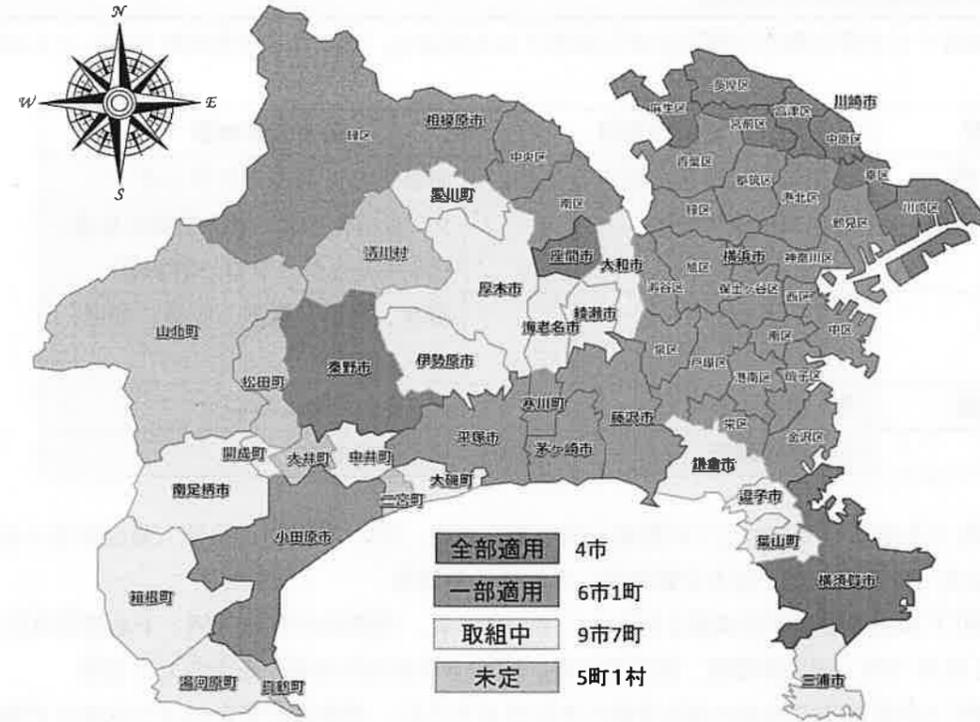
また、県内の他市町については「図 県内の適用状況」のように、地方公営企業法を適用済、または移行中となっています。

本町の公共下水道事業は、平成2年3月に事業認可を取得し整備を進めており、現在の人口普及率は73.4%となり、整備完了予定は平成34年度となっています。

大磯町では今後も下水道整備を推進してまいります。少子高齢化（人口減少）等に伴う料金収入減や、現在の下水道整備の時代から今後の維持管理の時代への移行を見据えた事業運営に対応するためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上を目指す必要があります。



※参考：「公営企業の経営に当たっての留意事項」H26.8.29 総務省HPより加筆修正



海老名市、南足柄市、湯河原町は平成29年4月1日より適用

図 県内の適用状況（H28.4.1現在）

2. 地方公営企業法とは

公営企業は、地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置し経営する企業のことで、独立採算制による運営が原則です。また公営企業は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法が適用されていますが、地方公営企業法は、より企業としての経済性を発揮できるように公営企業にかかる財務、組織、人事等に関する地方自治法等の特別法です。

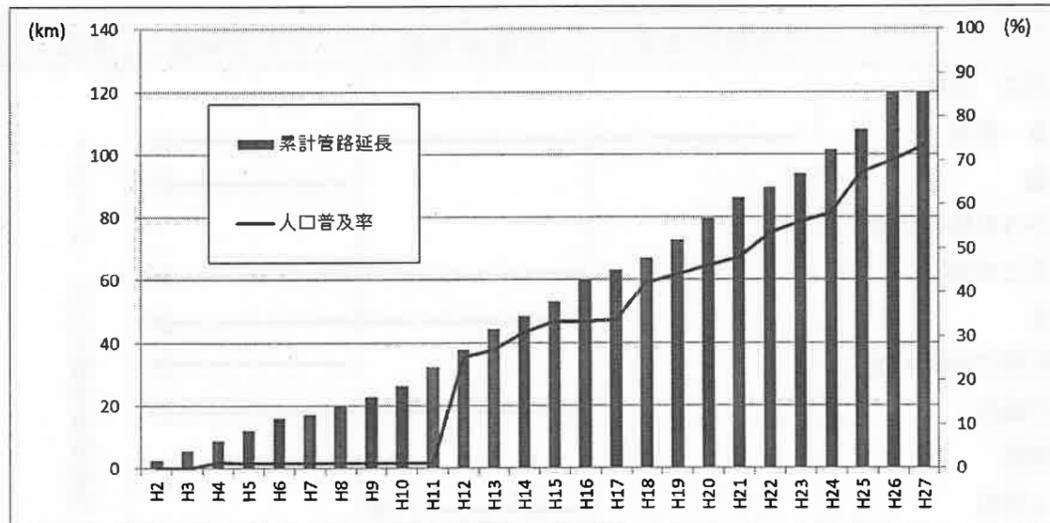
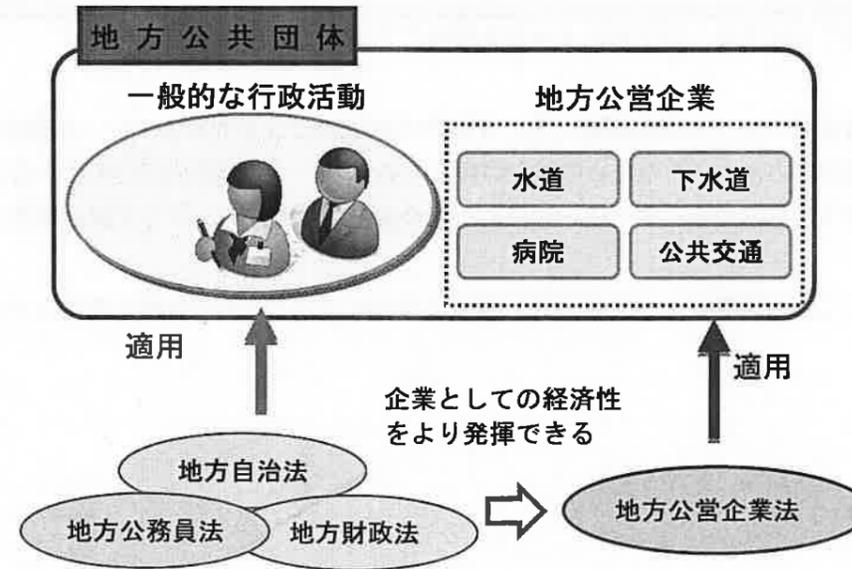


図 大磯町の下水道管路延長と人口普及率



地方公営企業法概要図

3. 官公庁会計と地方公営企業会計との相違

地方公共団体が経営する企業が地方公営企業法に適用される場合は、地方公営企業会計方式による経理が行われます。

項目	官公庁会計	公営企業会計
1. 決算の目的	予算執行状況を把握すること	企業として損益を行うこと
2. 主な決算書類	歳入歳出決算書	※1 貸借対照表、※2 損益計算書、 ※3 キャッシュフロー計算書
3. 会計情報	歳入、歳出	資産、負債、資本、収益、費用、 収入、支出
4. 取引の認識	※4 現金主義	※5 発生主義
5. 簿記方式	※6 単式簿記	※7 複式簿記

- ※1 年度末の大磯町下水道事業が持つ全ての資産（例：管路施設、ポンプ場等）、負債（他会計借入金、企業債等）及び資本（自己資本金、資本剰余金等）を総括した書類
- ※2 年度内の大磯町下水道事業の経営成績を明らかにするために、期間内の収益（例：下水道使用料、他会計繰入金等）と費用（例：維持管理費、減価償却費、流域下水道負担金等）を記載した書類
- ※3 年度内の大磯町下水道事業の現金の流れを明らかにするために、期間内の資金収支の状況を記載した書類
- ※4 収益と費用を現金の受け渡しの時点で、認識するもの
- ※5 現金の受け渡しの時期に関わらず、取引の確定時点で収益と費用を認識するもの
- ※6 入出金を歳入歳出の科目別に記帳する方式
- ※7 資産・負債の増減、収益・費用など全ての収支を記帳する方式

4. 地方公営企業法適用のメリット

地方公営企業法を適用することにより、以下のメリットを得ることが考えられます。

- ① 貸借対照表や損益計算書といった財務諸表から、年度内の収支はどうだったかといった経営成績や、年度末時点での資産が幾らあり、そのための借金が幾らあるかといった財政状況を把握することで総合的な事業評価を行うことができ、また他の類似の公営企業との比較から、より正確に判断・評価することもできる。
- ② 使用料の改定に対して、財務諸表より原価計算が適切に行われているための根拠を明確にできる。

5. 大磯町公共下水道事業の法適用範囲

法適用の範囲には、①法の規定の全部を適用する（全部適用）、②法の規定の財務・会計に関する規定のみを適用する（一部適用）の2種類があります。

全部適用は、財務、組織、人事に関する規定の変更を必要としますが、一部適用の場合、現行の組織体制を活かした最小限の人員で地方公営企業法の適用が可能であり、かつ会計方式が地方公営企業会計となるため、目的である経営・資産等の状況を把握し、持続的かつ安定的な下水道事業運営に繋がることから、地方公営企業法適用の範囲を『一部適用』として推進します。

なお、将来的には一部適用から全部適用への移行も可能となっています。

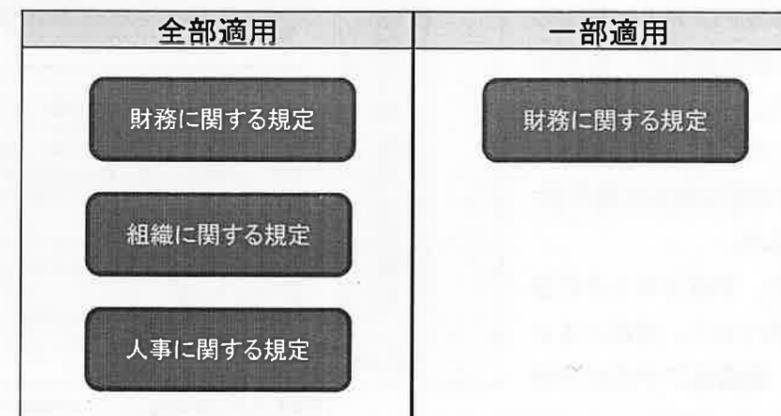


図 全部適用、一部適用における適用規定の範囲

6. スケジュール

平成 32 年 4 月までに地方公営企業法の適用をすることとされているため、平成 29 年度からの 3 か年で以下のスケジュールで、移行を進めます。

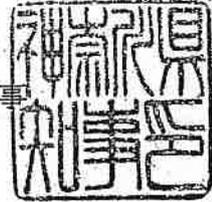
表 法適化移行スケジュール

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1. 固定資産調査・評価				4 月 1 日 地 方 公 営 企 業 法 適 用
・ 資産調査・整理	→			
・ 資産評価			→	
2. 法適化に伴う事務手続き				
・ 関係部局との調整		→		
・ 職員研修		→		
・ 条例規則等の制定・改正			→	
・ 新予算の編成		→		
3. システム構築				
・ システム構築		→		
・ システム仮運用			→	

市町第 619 号
平成 27 年 1 月 28 日

各市（除く政令指定都市）町村長 殿

神奈川県知事



公営企業会計の適用の推進について（通知）

標記について、平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号にて総務大臣から通知がありましたので通知します。

問い合わせ先

市町村課理財グループ 七尾

電話 045-210-3188（直通）

電子メール nanao.nrj@pref.kanagawa.jp

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

】 殿

総務大臣 高市 早苗



公営企業会計の適用の推進について

公営企業は、独立採算の原則に基づき経済性を発揮しながら、その本来の目的である公共の福祉を増進するために運営されており、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を果たしています。

現在、我が国においては、人口減少やインフラ老朽化が大きな課題となっていますが、公営企業においても、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあるところです。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。

これらについて、よりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」旨が明記されており、また、民間能力の活用等の観点からも「地方公共団体における PPP/PFI の推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者による PPP/PFI 事業への参入を促進する。」旨が指摘されているところです。

各地方公共団体におかれては、これらの趣旨を踏まえ、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるように、特段の御配慮をお願いします。特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定したところであり、併せて、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、アドバイザー派遣や関係機関等における研修の充実、継続的な助言・情報提供等を行うこととしています。各地方公共団体におかれては、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いいたします。

あわせて、各地方公共団体におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において公営企業の徹底した効率化・経営健全化を図ることや民間の資金・ノウハウを活用すること等が必要とされていることも踏まえ、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくことが可能となるよう、これまで以上に中長期的な視点に立った効率化・経営健全化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

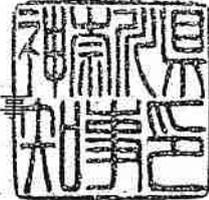
各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

市町第 620 号
平成 27 年 1 月 28 日

各市（除く政令指定都市）町村長 殿

神 奈 川 県 知 事



公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（通知）

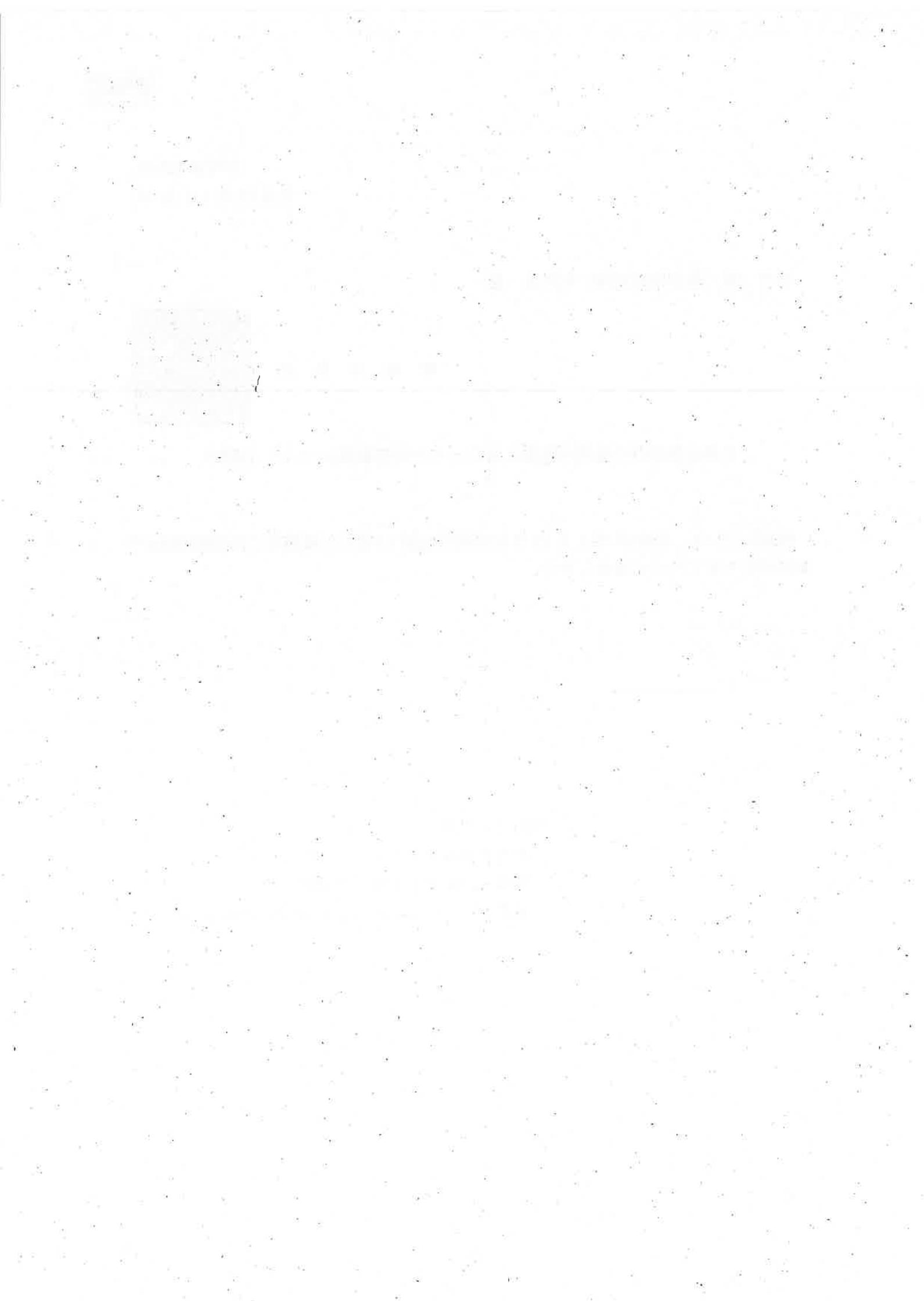
標記について、平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号にて総務省自治財政局長から通知がありましたので通知します。

問い合わせ先

市町村課理財グループ 七尾

電話 045-210-3188（直通）

電子メール nanao.nrj@pref.kanagawa.jp



総財公第 19 号
平成 27 年 1 月 27 日

各都道府県知事
各指定都市市長

】 殿

総務省自治財政局長



公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 18 号総務大臣通知）により、各地方公共団体が地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は一部を適用し、公営企業会計を適用することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下記対象事業について、地方公共団体は、遅くとも平成 32 年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる。

このため、準備に未着手の地方公共団体にあっては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行手続きを進めることが必要である。

(2) 対象事業

① 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。

- ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（区域内の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。）については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。

なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。

- ・ 人口3万人未満の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。

② その他の公営企業会計を適用していない公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

2. 支援措置について

(1) マニュアルの策定

今般、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて、公営企業会計適用等についての手順や留意点等を「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」として取りまとめたところであり、移行に当たっては、同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体にあっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳をはじめとする財務諸表について、より一層の充実、精度向上等に取り組むことが望ましい。

また、移行事務の円滑な着手と進捗に資するよう、着手するべき事務の内容と移行事務の全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を作成したところであり、併せて参考とされたい。

(2) 地方財政措置

公営企業会計の適用に要する経費については、平成27年度から平成31年度までの間、公営企業債の対象とする措置を講じるとともに、下水道事業及び簡易水道事業については、元利償還金に対する普通交付税措置を講じることとしている。

(3) 先行事例の紹介等

公営企業会計適用についての先行事例を整理し、紹介するとともに、質疑応答集等を公表しているところであり、移行事務の参考とされたい。（総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）参照）

(4) アドバイザー派遣、研修の実施

公営企業の経営効率化等の観点から、経営計画、財務会計、組織管理等について助言を行うため「地方公営企業経営アドバイザー派遣事業」を実施しているところであり、平成 27 年度以降、公営企業会計の適用支援に重点を置いて充実することとしている。

また、関係機関において公営企業会計の適用に関する研修を行う予定であり、これらについても活用を検討されたい。

3. 関係規定の見直し等について

(1) 基本通知の見直し

今般、公営企業会計の適用を推進するに当たり、「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号）を改正しているので留意されたい（『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて』の一部改正について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 20 号総務事務次官通知））。

(2) 会計規程（例）の見直し

「地方公営企業の会計規程（例）」（平成 24 年 10 月 19 日付総財公第 98 号総務省自治財政局公営企業課長通知）中、別表第 19 号（固定資産台帳）について、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」における検討を踏まえて見直ししており（『地方公営企業の会計規程（例）について』の一部改正について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 21 号総務省自治財政局公営企業課長通知））、公営企業会計を適用する場合には、本様式例を参考として固定資産台帳を整備することが適当である。

4. 継続的な情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、地方公共団体に対し継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言等を行うこととしている。併せて、毎年度、公営企業会計適用の進捗状況等の調査を行い、その結果を公表する予定である。

5. 経営改革の推進等について

現在、公営企業の経営環境が厳しさを増しつつあることから、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むことが必要である（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）参照）。

6. 都道府県の取組について

都道府県においては、市区町村の適用状況について適切に把握するとともに、市区町村が円滑に移行を進めることができるように、連絡会議の設置や研修の実施、事務や発注等の共同化の推進、先進事例の紹介、知見を有する人材のあっせんをはじめとする実効性のある支援や積極的な情報提供、助言等の関与を行うことが適当である。

7. その他

(1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図る観点から、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討することが望ましい。

(2) 地方公会計との関係

地方公会計の整備促進については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総財務第14号総務大臣通知）において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請しているところである。

このため、公営企業会計を適用していない公営企業であっても、遅くとも平成29年度から統一的な基準による財務書類等を作成する必要があることに留意されたい。

なお、集中取組期間内に公営企業会計に移行する公営企業にあつては、統一的な基準による財務書類等の作成を要しないものである。

(3) 資本費平準化債の検討

資本費平準化債の取扱いについて、減価償却費の正確な把握が困難である地方公営企業法非適用事業における発行可能額の適切な算定方法等を検討することとしている。

(4) 地方公営企業法改正による財務規定等の適用範囲の拡大の検討について

集中取組期間内における進捗状況等を踏まえ、地方公営企業法の改正による財務規定等の適用範囲の拡大について、今後、検討を行う予定である。